

第2 連結納税基本通達関係

平成15年2月28日付課法2-3ほか1課共同「連結納税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 例言

改 正 後	改 正 前
例言	例言
1	1
2	2
.....法人税法第23条、第26条第3項、 <u>第27条</u> 、第37条、第40条、第41条、第57条から第58条まで.....法人税法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)法人税法第23条、第26条第3項、第37条、第40条、第41条、第57条から第58条まで.....法人税法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額の <u>益金又は損金算入</u>)
.....法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額の <u>益金又は損金算入</u>)
.....

二 目次

改 正 後	改 正 前
第1章 総則	第1章 総則
第1節 納税地及び納税義務	第1節 納税地及び納税義務
第2節 支配関係及び完全支配関係	第2節 支配関係及び完全支配関係
第3節 連結納税に係る承認申請等	第3節 連結納税に係る承認申請等
第4節 事業年度及び連結事業年度	第4節 事業年度及び連結事業年度
第5節 連結同族会社	第5節 連結同族会社
第6節 組織再編成	第6節 組織再編成

改 正 後	改 正 前
<p>第7節 資本金等の額及び資本等取引</p> <p>第8節 連結利益積立金額</p> <p>第9節 仮決算における経理</p> <p>第2章 収益並びに費用及び損失の計算</p> <p>第1節 収益等の計上に関する通則</p> <p>第1款 棚卸資産の販売による収益</p> <p>第2款 請負による収益</p> <p>第3款 固定資産の譲渡等による収益</p> <p>第4款 短期売買商品の譲渡による損益</p> <p>第5款 有価証券の譲渡による損益</p> <p>第6款 利子、配当、使用料等に係る収益</p> <p>第7款 その他の収益等</p> <p>第2節 費用及び損失の計算に関する通則</p> <p>第1款 売上原価等</p> <p>第2款 販売費及び一般管理費等</p> <p>第3款 損失</p> <p>第3節 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等</p> <p>第1款 有価証券の譲渡損益等</p> <p>第2款 有価証券の取得価額</p> <p>第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等</p> <p>第5款 有価証券の時価評価損益</p> <p>第6款 デリバティブ取引に係る損益等</p> <p>第7款 ヘッジ処理による損益</p>	<p>第7節 資本金等の額及び資本等取引</p> <p>第8節 連結利益積立金額</p> <p>第9節 仮決算における経理</p> <p>第2章 収益並びに費用及び損失の計算</p> <p>第1節 収益等の計上に関する通則</p> <p>第1款 棚卸資産の販売による収益</p> <p>第2款 請負による収益</p> <p>第3款 固定資産の譲渡等による収益</p> <p>第4款 短期売買商品の譲渡による損益</p> <p>第5款 有価証券の譲渡による損益</p> <p>第6款 利子、配当、使用料等に係る収益</p> <p>第7款 その他の収益等</p> <p>第2節 費用及び損失の計算に関する通則</p> <p>第1款 売上原価等</p> <p>第2款 販売費及び一般管理費等</p> <p>第3款 損失</p> <p>第3節 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等</p> <p>第1款 有価証券の譲渡損益等</p> <p>第2款 有価証券の取得価額</p> <p>第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等</p> <p>第5款 有価証券の時価評価損益</p> <p>第6款 デリバティブ取引に係る損益等</p> <p>第7款 ヘッジ処理による損益</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 8 款 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>第 9 款 短期売買商品の時価評価損益</p> <p>第 4 節 収益及び費用の帰属時期の特例</p> <p>第 1 款 長期割賦販売等</p> <p>第 2 款 工事の請負</p> <p>第 5 節 割戻し</p> <p>第 1 款 売上割戻し</p> <p>第 2 款 仕入割戻し</p> <p>第 6 節 その他</p> <p>第 3 章 受取配当等</p> <p>第 1 節 受取配当等の金額</p> <p>第 2 節 負債の利子の計算</p> <p>第 1 款 支払利子</p> <p>第 2 款 控除する負債の利子の計算</p> <p>第 3 節 外国子会社から受ける配当等</p> <p>第 4 章 その他の益金等</p> <p>第 1 節 資産の評価益</p> <p>第 1 款 通則</p> <p>第 2 款 有価証券の評価益</p> <p>第 3 款 固定資産の評価益</p> <p>第 4 款 その他</p> <p>第 2 節 受贈益</p> <p>第 1 款 広告宣伝用資産等の受贈益</p>	<p>第 8 款 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>第 9 款 短期売買商品の時価評価損益</p> <p>第 4 節 収益及び費用の帰属時期の特例</p> <p>第 1 款 長期割賦販売等</p> <p>第 2 款 工事の請負</p> <p>第 5 節 割戻し</p> <p>第 1 款 売上割戻し</p> <p>第 2 款 仕入割戻し</p> <p>第 6 節 その他</p> <p>第 3 章 受取配当等</p> <p>第 1 節 受取配当等の金額</p> <p>第 2 節 負債の利子の計算</p> <p>第 1 款 支払利子</p> <p>第 2 款 控除する負債の利子の計算</p> <p>第 3 節 外国子会社から受ける配当等</p> <p>第 4 章 その他の益金等</p> <p>第 1 節 資産の評価益</p> <p>第 1 款 通則</p> <p>第 2 款 有価証券の評価益</p> <p>第 3 款 固定資産の評価益</p> <p>第 4 款 その他</p> <p>第 2 節 受贈益</p> <p>第 1 款 広告宣伝用資産等の受贈益</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第2款 未払給与の免除益</p> <p>第3款 完全支配関係がある法人間の受贈益</p> <p>第5章 棚卸資産の評価</p> <p>第1節 棚卸資産の取得価額</p> <p>第1款 購入した棚卸資産</p> <p>第2款 製造等に係る棚卸資産</p> <p>第2節 棚卸資産の評価の方法</p> <p>第1款 原価法</p> <p>第2款 低価法</p> <p>第3款 評価の方法の選定及び変更</p> <p>第3節 原価差額の調整</p> <p>第4節 棚卸しの手続</p> <p>第6章 減価償却資産の償却等</p> <p>第1節 減価償却資産の範囲</p> <p>第1款 減価償却資産</p> <p>第2款 少額の減価償却資産等</p> <p>第2節 減価償却の方法</p> <p>第3節 固定資産の取得価額等</p> <p>第1款 固定資産の取得価額</p> <p>第2款 耐用年数の短縮</p> <p>第4節 償却限度額等</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額</p>	<p>第2款 未払給与の免除益</p> <p>第3款 完全支配関係がある法人間の受贈益</p> <p>第5章 棚卸資産の評価</p> <p>第1節 棚卸資産の取得価額</p> <p>第1款 購入した棚卸資産</p> <p>第2款 製造等に係る棚卸資産</p> <p>第2節 棚卸資産の評価の方法</p> <p>第1款 原価法</p> <p>第2款 低価法</p> <p>第3款 評価の方法の選定及び変更</p> <p>第3節 原価差額の調整</p> <p>第4節 棚卸しの手続</p> <p>第6章 減価償却資産の償却等</p> <p>第1節 減価償却資産の範囲</p> <p>第1款 減価償却資産</p> <p>第2款 少額の減価償却資産等</p> <p>第2節 減価償却の方法</p> <p>第3節 固定資産の取得価額等</p> <p>第1款 固定資産の取得価額</p> <p>第2款 耐用年数の短縮</p> <p>第4節 償却限度額等</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第3款 増加償却</p> <p>第4款 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産</p> <p>第5節 償却費の損金経理</p> <p>第6節 特殊な資産についての償却計算</p> <p>第1款 鉱業用減価償却資産の償却</p> <p>第2款 取替資産についての償却</p> <p>第3款 特別な償却率を適用する資産の償却</p> <p>第4款 生物の償却</p> <p>第6節の2 リース資産の償却等</p> <p>第1款 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義</p> <p>第2款 賃借人の処理</p> <p>第3款 賃貸人の処理</p> <p>第4款 その他</p> <p>第7節 除却損失等</p> <p>第1款 除却損失等の損金算入</p> <p>第2款 総合償却資産の除却価額等</p> <p>第3款 個別償却資産の除却価額等</p> <p>第8節 資本的支出と修繕費</p> <p>第9節 劣化資産</p> <p>第7章 繰延資産の償却</p> <p>第1節 繰延資産の意義及び範囲等</p> <p>第2節 繰延資産の償却期間</p> <p>第3節 償却費の計算</p>	<p>第3款 増加償却</p> <p>第4款 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産</p> <p>第5節 償却費の損金経理</p> <p>第6節 特殊な資産についての償却計算</p> <p>第1款 鉱業用減価償却資産の償却</p> <p>第2款 取替資産についての償却</p> <p>第3款 特別な償却率を適用する資産の償却</p> <p>第4款 生物の償却</p> <p>第6節の2 リース資産の償却等</p> <p>第1款 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義</p> <p>第2款 賃借人の処理</p> <p>第3款 賃貸人の処理</p> <p>第4款 その他</p> <p>第7節 除却損失等</p> <p>第1款 除却損失等の損金算入</p> <p>第2款 総合償却資産の除却価額等</p> <p>第3款 個別償却資産の除却価額等</p> <p>第8節 資本的支出と修繕費</p> <p>第9節 劣化資産</p> <p>第7章 繰延資産の償却</p> <p>第1節 繰延資産の意義及び範囲等</p> <p>第2節 繰延資産の償却期間</p> <p>第3節 償却費の計算</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 8 章 その他の損金</p> <p>第 1 節 資産の評価損</p> <p>第 1 款 通則</p> <p>第 2 款 棚卸資産の評価損</p> <p>第 3 款 有価証券の評価損</p> <p>第 4 款 固定資産の評価損</p> <p>第 2 節 役員給与等</p> <p>第 1 款 役員等の範囲</p> <p>第 2 款 経済的な利益の供与</p> <p>第 3 款 定期同額給与</p> <p>第 4 款 事前確定届出給与</p> <p>第 5 款 損金の額に算入される<u>業績連動給与</u></p> <p>第 6 款 過大な役員給与の額</p> <p>第 7 款 退職給与</p> <p>第 8 款 使用人給与</p> <p>第 9 款 転籍、出向者に対する給与等</p> <p>第 3 節 保険料等</p> <p>第 4 節 寄附金</p> <p>第 1 款 寄附金の範囲等</p> <p>第 2 款 完全支配関係がある法人間の寄附金</p> <p>第 3 款 国等に対する寄附金</p> <p>第 4 款 被災者に対する義援金等</p> <p>第 5 款 その他</p> <p>第 5 節 租税公課等</p>	<p>第 8 章 その他の損金</p> <p>第 1 節 資産の評価損</p> <p>第 1 款 通則</p> <p>第 2 款 棚卸資産の評価損</p> <p>第 3 款 有価証券の評価損</p> <p>第 4 款 固定資産の評価損</p> <p>第 2 節 役員給与等</p> <p>第 1 款 役員等の範囲</p> <p>第 2 款 経済的な利益の供与</p> <p>第 3 款 定期同額給与</p> <p>第 4 款 事前確定届出給与</p> <p>第 5 款 損金の額に算入される<u>利益連動給与</u></p> <p>第 6 款 過大な役員給与の額</p> <p>第 7 款 退職給与</p> <p>第 8 款 使用人給与</p> <p>第 9 款 転籍、出向者に対する給与等</p> <p><u>第 10 款 新株予約権を対価とする費用等</u></p> <p>第 3 節 保険料等</p> <p>第 4 節 寄附金</p> <p>第 1 款 寄附金の範囲等</p> <p>第 2 款 完全支配関係がある法人間の寄附金</p> <p>第 3 款 国等に対する寄附金</p> <p>第 4 款 被災者に対する義援金等</p> <p>第 5 款 その他</p> <p>第 5 節 租税公課等</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第1款 租税</p> <p>第2款 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等</p> <p>第3款 第二次納税義務による納付税額</p> <p>第4款 賦課金、納付金等</p> <p>第5款 罰料金</p> <p>第6節 貸倒損失</p> <p>第1款 金銭債権の貸倒れ</p> <p>第2款 返品債権特別勘定</p> <p>第7節 負担金</p> <p>第8節 その他の経費</p> <p>第1款 商品等の販売に要する景品等の費用</p> <p>第2款 海外渡航費</p> <p>第3款 会費及び入会金等の費用</p> <p>第4款 その他</p> <p>第9章 圧縮記帳</p> <p>第1節 圧縮記帳の通則</p> <p>第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳</p> <p>第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第10章 引当金</p> <p>第1節 通則</p>	<p>第1款 租税</p> <p>第2款 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等</p> <p>第3款 第二次納税義務による納付税額</p> <p>第4款 賦課金、納付金等</p> <p>第5款 罰料金</p> <p>第6節 貸倒損失</p> <p>第1款 金銭債権の貸倒れ</p> <p>第2款 返品債権特別勘定</p> <p>第7節 負担金</p> <p>第8節 その他の経費</p> <p>第1款 商品等の販売に要する景品等の費用</p> <p>第2款 海外渡航費</p> <p>第3款 会費及び入会金等の費用</p> <p>第4款 その他</p> <p>第9章 圧縮記帳</p> <p>第1節 圧縮記帳の通則</p> <p>第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳</p> <p>第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第10章 引当金</p> <p>第1節 通則</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第2節 貸倒引当金</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第3節 返品調整引当金</p> <p>第11章 繰越連結欠損金</p> <p>第1節 連結事業年度の連結欠損金</p> <p>第2節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金</p> <p>第12章 組織再編成に係る連結所得の金額の計算</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 特定資産に係る譲渡等損失額</p> <p>第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益</p> <p>第13章 連結納税への加入等に伴う連結所得の金額の計算</p> <p>第1節 時価評価法人</p> <p>第2節 連結納税への加入等に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第3節 連結納税への加入等に伴う譲渡損益調整額等に係る収益及び費用の処理</p> <p>第14章 完全支配関係がある法人の間の取引の損益</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整</p> <p>第3節 譲渡損益調整額の戻入れ</p>	<p>第2節 貸倒引当金</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第3節 返品調整引当金</p> <p>第11章 繰越連結欠損金</p> <p>第1節 連結事業年度の連結欠損金</p> <p>第2節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金</p> <p>第12章 組織再編成に係る連結所得の金額の計算</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 特定資産に係る譲渡等損失額</p> <p>第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益</p> <p>第13章 連結納税への加入等に伴う連結所得の金額の計算</p> <p>第1節 時価評価法人</p> <p>第2節 連結納税への加入等に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第3節 連結納税への加入等に伴う譲渡損益調整額等に係る収益及び費用の処理</p> <p>第14章 完全支配関係がある法人の間の取引の損益</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整</p> <p>第3節 譲渡損益調整額の戻入れ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 15 章 リース取引</p> <p>第 1 節 リース取引の意義</p> <p>第 2 節 金銭の貸借とされるリース取引</p> <p style="padding-left: 2em;">第 1 款 金銭の貸借とされるリース取引の判定</p> <p style="padding-left: 2em;">第 2 款 譲渡人の処理</p> <p style="padding-left: 2em;">第 3 款 譲受人の処理</p> <p>第 15 章の 2 法人課税信託に係る連結所得の金額の計算等</p> <p>第 1 節 通則</p> <p>第 2 節 法人課税信託に係る連結所得の金額の計算</p> <p>第 16 章 借地権の設定等に伴う連結所得の金額の計算</p> <p>第 17 章 外貨建取引の換算等</p> <p>第 1 節 外貨建取引に係る会計処理等</p> <p>第 2 節 外貨建資産等の換算等</p> <p>第 18 章 特殊な損益の計算</p> <p>第 1 節 特殊な団体の損益</p> <p style="padding-left: 2em;">第 1 款 組合事業による損益</p> <p style="padding-left: 2em;">第 2 款 従業員団体の損益</p> <p>第 2 節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金</p> <p style="padding-left: 2em;">第 1 款 事業分量配当等</p> <p style="padding-left: 2em;">第 2 款 特別の賦課金</p>	<p>第 15 章 リース取引</p> <p>第 1 節 リース取引の意義</p> <p>第 2 節 金銭の貸借とされるリース取引</p> <p style="padding-left: 2em;">第 1 款 金銭の貸借とされるリース取引の判定</p> <p style="padding-left: 2em;">第 2 款 譲渡人の処理</p> <p style="padding-left: 2em;">第 3 款 譲受人の処理</p> <p>第 15 章の 2 法人課税信託に係る連結所得の金額の計算等</p> <p>第 1 節 通則</p> <p>第 2 節 法人課税信託に係る連結所得の金額の計算</p> <p>第 16 章 借地権の設定等に伴う連結所得の金額の計算</p> <p>第 17 章 外貨建取引の換算等</p> <p>第 1 節 外貨建取引に係る会計処理等</p> <p>第 2 節 外貨建資産等の換算等</p> <p>第 18 章 特殊な損益の計算</p> <p>第 1 節 特殊な団体の損益</p> <p style="padding-left: 2em;">第 1 款 組合事業による損益</p> <p style="padding-left: 2em;">第 2 款 従業員団体の損益</p> <p>第 2 節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金</p> <p style="padding-left: 2em;">第 1 款 事業分量配当等</p> <p style="padding-left: 2em;">第 2 款 特別の賦課金</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益</p> <p>第1款 更生会社等の損益等</p> <p>第2款 債権者等の損益</p> <p>第4節 受益者等課税信託による損益</p> <p>第19章 税額の計算</p> <p>第1節 連結特定同族会社の特別税率</p> <p>第1款 特別税率の適用を受ける連結特定同族会社の範囲</p> <p>第2款 連結留保金額の計算</p> <p>第2節 所得税額の控除</p> <p>第3節 外国税額の控除</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 外国法人税の控除</p> <p>第3款 その他</p> <p>第4節 連結所得金額の端数計算</p> <p>第5節 中小企業者等である連結法人の軽減税率</p> <p>第20章 申告、納付及び還付</p> <p>第1節 申告及び納付</p> <p>第2節 還付</p> <p>経過の取扱い</p>	<p>第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益</p> <p>第1款 更生会社等の損益等</p> <p>第2款 債権者等の損益</p> <p>第4節 受益者等課税信託による損益</p> <p>第19章 税額の計算</p> <p>第1節 連結特定同族会社の特別税率</p> <p>第1款 特別税率の適用を受ける連結特定同族会社の範囲</p> <p>第2款 連結留保金額の計算</p> <p>第2節 所得税額の控除</p> <p>第3節 外国税額の控除</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 外国法人税の控除</p> <p>第3款 その他</p> <p>第4節 連結所得金額の端数計算</p> <p>第5節 中小企業者等である連結法人の軽減税率</p> <p>第20章 申告、納付及び還付</p> <p>第1節 申告及び納付</p> <p>第2節 還付</p> <p>経過の取扱い</p>

三 支配関係及び完全支配関係

改 正 後	改 正 前
<p>(従業員持株会の構成員たる使用人の範囲)</p> <p>1 - 2 - 4<u>法第34条第6項</u>.....</p>	<p>(従業員持株会の構成員たる使用人の範囲)</p> <p>1 - 2 - 4<u>法第34条第5項</u>.....</p>

四 組織再編成

改 正 後	改 正 前
<p>(組織再編成の日)</p> <p>1 - 6 - 1 連結法人が合併、分割、現物出資、現物分配又は<u>株式交換等</u>（<u>法第2条第12号の16</u>（<u>株式交換等</u>）に規定する<u>株式交換等</u>をいう。以下この節において同じ。）若しくは株式移転（以下1 - 6 - 1において「組織再編成」という。）を行った場合における当該組織再編成の日は、当該組織再編成により当該連結法人が合併法人、分割承継法人若しくは被現物出資法人にその有する資産若しくは負債の移転をした日、被現物分配法人<u>その他の株主等</u>にその有する資産の移転をした日又は<u>株式交換等</u>若しくは株式移転を行った日をいうのであるから、留意する。</p> <p>(注)1 2 株式交換等又は株式移転を行った日とは、次に掲げる組織再編成の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日をいう。 (1) 株式交換 株式交換の効力を生ずる日 (2) 株式交換以外の株式交換等で、株式会社を対象法人（<u>法第2条第12号の16</u>に規定する対象法人をいう。）とするもの 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる日</p>	<p>(組織再編成の日)</p> <p>1 - 6 - 1 連結法人が合併、分割、現物出資、現物分配又は<u>株式交換</u>若しくは株式移転（以下1 - 6 - 1において「組織再編成」という。）を行った場合における当該組織再編成の日は、当該組織再編成により当該連結法人が合併法人、分割承継法人若しくは被現物出資法人にその有する資産<u>及び負債</u>の移転をした日、被現物分配法人にその有する資産の移転をした日又は<u>株式交換</u>若しくは株式移転を行った日をいうのであるから、留意する。</p> <p>(注) また、<u>株式交換又は株式移転を行った日とは、株式交換の効力を生ずる日又は株式移転完全親法人の設立登記の日をいう。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>イ <u>当該株式交換等が同号イに掲げる「全部取得条項付種類株式に係る取得決議」によるものである場合 同号イの全部取得条項付種類株式を発行した法人が、会社法第234条第2項(一に満たない端数の処理)の規定により同号イの最大株主等である法人(当該法人と完全支配関係を有する法人を含む。)へ1株未満の株式の全てを売却した日又は同条第4項の規定により1株未満の株式の全てを買い取った日</u></p> <p>ロ <u>当該株式交換等が同号ロに掲げる「株式の併合」によるものである場合 同号ロの株式の併合を行った法人が、同法第235条第2項において準用する同法第234条第2項の規定により同号ロの最大株主等である法人(当該法人と完全支配関係を有する法人を含む。)へ1株未満の株式の全てを売却した日又は同法第235条第2項において準用する同法第234条第4項の規定により1株未満の株式の全てを買い取った日</u></p> <p>ハ <u>当該株式交換等が同号ハに掲げる「株式売渡請求に係る承認」によるものである場合 同号ハの一の株主等である法人が、当該株式売渡請求をするに際して、同法第179条の2第1項(株式等売渡請求の方法)の規定により当該承認をする法人の同号ハの発行済株式等の全部を取得する日として定めた日</u></p> <p>(3) <u>株式移転 株式移転完全親法人の設立登記の日</u></p> <p>(合併等に際し1株未満の株式の譲渡代金を被合併法人等の株主等に交付した場合の適格合併等の判定)</p> <p>1-6-2 連結法人が行った合併が法第2条第12号の8(適格合併)に規定する適格合併に該当するかどうかを判定する場合において、被合併法人の株主等に交付された金銭が、その合併に際して交付すべき合併法人の株式(出資を含</p>	<p>(合併等に際し1株未満の株式の譲渡代金を被合併法人等の株主等に交付した場合の適格合併等の判定)</p> <p>1-6-2 連結法人が行った合併が法第2条第12号の8(適格合併)に規定する適格合併に該当するかどうかを判定する場合において、被合併法人の株主等に交付された金銭が、その合併に際して交付すべき合併法人の株式(出資を含</p>

改 正 後	改 正 前
<p>む。以下1-6-2において同じ。)に1株未満の端数が生じたためにその1株未満の株式の合計数に相当する数の株式を他に譲渡し、又は買い取った代金として交付されたものであるときは、当該株主等に対してその1株未満の株式に相当する株式を交付したこととなることに留意する。ただし、その交付された金銭が、その交付の状況その他の事由を総合的に勘案して実質的に当該株主等に対して支払う合併の対価であると認められるときは、当該合併の対価として金銭が交付されたものとして取り扱う。</p> <p>連結法人が行った<u>株式交換等又は株式移転が同条第12号の17(適格株式交換等)又は第12号の18(適格株式移転)</u>に規定する<u>適格株式交換等又は適格株式移転</u>に該当するかどうかを判定する場合についても、同様とする。</p> <p>⑥ 当該1株未満の株式は、<u>令第4条の3第4項第5号(適格合併の要件)、第20項第5号(適格株式交換等の要件)及び第24項第5号(適格株式移転の要件)</u>に規定する議決権のないものに該当する。</p> <p>(従業者の範囲)</p> <p>1-6-4 法第2条第12号の8ロ(1)若しくは令第4条の3第4項第3号(適格合併の要件)、法第2条第12号の11ロ(2)若しくは令第4条の3第8項第4号若しくは第9項第4号(適格分割の要件)、法第2条第12号の14ロ(2)若しくは令第4条の3第15項第4号(適格現物出資の要件)、<u>同条第16項第3号(適格株式分配の要件)、法第2条第12号の17ロ(1)若しくは令第4条の3第20項第3号(適格株式交換等の要件)又は法第2条第12号の18ロ(1)若しくは令第4条の3第24項第3号(適格株式移転の要件)</u>に規定する「従業者」とは、役員、使用人その他の者で、合併、分割、現物出資、<u>株式分配、株式交換等又は株式移転</u>の直前において被合併法人の合併前に<u>行う事業、分割事業</u>(同条第8項第1号に規定する分割事業をいう。以下この節において同じ。)、<u>現物出資事業</u>(同</p>	<p>む。以下1-6-2において同じ。)に1株未満の端数が生じたためにその1株未満の株式の合計数に相当する数の株式を他に譲渡し、又は買い取った代金として交付されたものであるときは、当該株主等に対してその1株未満の株式に相当する株式を交付したこととなることに留意する。ただし、その交付された金銭が、その交付の状況その他の事由を総合的に勘案して実質的に当該株主等に対して支払う合併の対価であると認められるときは、当該合併の対価として金銭が交付されたものとして取り扱う。</p> <p>連結法人が行った<u>株式交換又は株式移転が法第2条第12号の16(適格株式交換)又は第12号の17(適格株式移転)</u>に規定する<u>適格株式交換又は適格株式移転</u>に該当するかどうかを判定する場合についても、同様とする。</p> <p>⑥ 当該1株未満の株式は、<u>令第4条の3第4項第5号(適格合併の要件)、第18項第5号(適格株式交換の要件)及び第22項第5号(適格株式移転の要件)</u>に規定する議決権のないものに該当する。</p> <p>(従業者の範囲)</p> <p>1-6-4 法第2条第12号の8ロ(1)若しくは令第4条の3第4項第3号(適格合併の要件)、法第2条第12号の11ロ(2)若しくは令第4条の3第8項第4号(適格分割の要件)、法第2条第12号の14ロ(2)若しくは令第4条の3第14項第4号(適格現物出資の要件)、<u>法第2条第12号の16ロ(1)若しくは令第4条の3第18項第3号(適格株式交換の要件)又は法第2条第12号の17ロ(1)若しくは令第4条の3第22項第3号(適格株式移転の要件)</u>に規定する「従業者」とは、役員、使用人その他の者で、合併、分割、現物出資、<u>株式交換又は株式移転</u>の直前において被合併法人の合併前に<u>営む事業、分割事業</u>(同条第8項第1号に規定する分割事業をいう。以下この節において同じ。)、<u>現物出資事業</u>(<u>同条第14項第1号に規定する現物出資事業</u>をいう。以下この節において同じ。)、</p>

改 正 後	改 正 前
<p>条第15項第1号に規定する現物出資事業をいう。以下この節において同じ。) <u>完全子法人</u> (法第2条第15号の2(株式分配)に規定する完全子法人をいう。以下1-6-4において同じ。)の事業、<u>株式交換等完全子法人</u>の事業又はそれぞれの株式移転完全子法人の事業に現に従事する者をいうものとする。ただし、これらの事業に従事する者であっても、例えば、日々雇い入れられる者で従事した日ごとに給与等の支払を受ける者について、法人が従業者の数に含めないこととしている場合は、これを認める。</p> <p>同条第4項第2号、第8項第2号、<u>第15項第2号</u>、<u>第20項第2号</u>又は<u>第24項第2号</u>(共同事業要件)の従業者の範囲についても、同様とする。</p> <p>④1 出向により受け入れている者等であっても、被合併法人の合併前に行う事業、分割事業、現物出資事業、<u>完全子法人の事業</u>、<u>株式交換等完全子法人の事業</u>又はそれぞれの株式移転完全子法人の事業に現に従事する者であれば従業者に含まれることに留意する。</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(主要な事業の判定)</p> <p>1-6-5 被合併法人の合併前に行う事業が2以上ある場合において、そのいずれが<u>法第2条第12号の8ロ(1)及び(2)</u>(適格合併)に規定する「主要な事業」であるかは、それぞれの事業に属する収入金額又は損益の状況、従業者の数、固定資産の状況等を総合的に勘案して判定する。</p> <p><u>令第4条の3第16項第4号</u>(適格株式分配)又は<u>第2条第12号の17ロ(1)及び(2)</u>(適格株式交換等)若しくは<u>第12号の18ロ(1)及び(2)</u>(適格株式移転)における判定についても、同様とする。</p>	<p><u>株式交換完全子法人</u>の事業又はそれぞれの株式移転完全子法人の事業に現に従事する者をいうものとする。ただし、これらの事業に従事する者であっても、例えば、日々雇い入れられる者で従事した日ごとに給与等の支払を受ける者について、法人が従業者の数に含めないこととしている場合は、これを認める。</p> <p>同条第4項第2号、第8項第2号、<u>第14項第2号</u>、<u>第18項第2号</u>又は<u>第22項第2号</u>(共同事業要件)の従業者の範囲についても、同様とする。</p> <p>④1 出向により受け入れている者等であっても、被合併法人の合併前に<u>営む</u>事業、分割事業、現物出資事業、<u>株式交換完全子法人</u>の事業又はそれぞれの株式移転完全子法人の事業に現に従事する者であれば従業者に含まれることに留意する。</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(主要な事業の判定)</p> <p>1-6-5 被合併法人の合併前に<u>営む</u>事業が2以上ある場合において、そのいずれが<u>法第2条第12号の8ロ(2)</u>(適格合併)に規定する「主要な事業」であるかは、それぞれの事業に属する収入金額又は損益の状況、従業者の数、固定資産の状況等を総合的に勘案して判定する。</p> <p><u>同条第12号の16ロ(2)</u>(適格株式交換)又は<u>第12号の17ロ(2)</u>(適格株式移転)における判定についても、同様とする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(事業規模を比較する場合の売上金額等に準ずるもの)</p> <p>1-6-6<u>第15項第2号</u>.....<u>第20項第2号</u>(<u>適格株式交換等</u>に係る共同事業要件)又は<u>第24項第2号</u>..... (注)</p> <p>(主要な資産及び負債の判定)</p> <p>1-6-8 法第2条第12号の11ロ(1)若しくは令第4条の3第8項第3号若しくは<u>第9項第3号</u>(<u>適格分割の要件</u>)又は法第2条第12号の14ロ(1)若しくは<u>令第4条の3第15項第3号</u>(<u>適格現物出資の要件</u>)の規定の適用上、分割事業又は現物出資事業に係る資産及び負債が主要なものであるかどうかは、分割法人又は現物出資法人が当該事業を<u>行う</u>上での当該資産及び負債の重要性のほか、当該資産及び負債の種類、規模、事業再編計画の内容等を総合的に勘案して判定するものとする。</p> <p>(従業者が従事することが見込まれる業務)</p> <p>1-6-9 法第2条第12号の8ロ(1)(<u>適格合併</u>)に規定する「合併法人の業務」、同条第12号の11ロ(2)(<u>適格分割</u>)に規定する「分割承継法人の業務」又は同条第12号の14ロ(2)(<u>適格現物出資</u>)に規定する「被現物出資法人の業務」は、合併により移転した事業、分割事業又は現物出資事業に限らないことに留意する。</p> <p>令第4条の3第4項第3号(<u>適格合併の要件</u>)、第8項第4号若しくは<u>第9項第4号</u>(<u>適格分割の要件</u>)又は<u>第15項第4号</u>(<u>適格現物出資の要件</u>)の判定についても、同様とする。</p>	<p>(事業規模を比較する場合の売上金額等に準ずるもの)</p> <p>1-6-6<u>第14項第2号</u>.....<u>第18項第2号</u>(<u>適格株式交換に係る共同事業要件</u>)又は<u>第22項第2号</u>..... (注)</p> <p>(主要な資産及び負債の判定)</p> <p>1-6-8 法第2条第12号の11ロ(1)若しくは令第4条の3第8項第3号(<u>適格分割の要件</u>)又は法第2条第12号の14ロ(1)若しくは<u>令第4条の3第14項第3号</u>(<u>適格現物出資の要件</u>)の規定の適用上、分割事業又は現物出資事業に係る資産及び負債が主要なものであるかどうかは、分割法人又は現物出資法人が当該事業を<u>営む</u>上での当該資産及び負債の重要性のほか、当該資産及び負債の種類、規模、事業再編計画の内容等を総合的に勘案して判定するものとする。</p> <p>(従業者が従事することが見込まれる業務)</p> <p>1-6-9 法第2条第12号の8ロ(1)(<u>適格合併</u>)に規定する「合併法人の業務」、同条第12号の11ロ(2)(<u>適格分割</u>)に規定する「分割承継法人の業務」又は同条第12号の14ロ(2)(<u>適格現物出資</u>)に規定する「被現物出資法人の業務」は、合併により移転した事業、分割事業又は現物出資事業に限らないことに留意する。</p> <p>令第4条の3第4項第3号(<u>適格合併の要件</u>)、第8項第4号(<u>適格分割の要件</u>)又は<u>第14項第4号</u>(<u>適格現物出資の要件</u>)の判定についても、同様とする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(出向により分割承継法人等の業務に従事する場合)</p> <p>1-6-10 法第2条第12号の11ロ(2)又は令第4条の3第8項第4号若しくは第9項第4号(適格分割の要件)に規定する「分割承継法人の業務に従事することが見込まれていること」には、分割法人の分割の直前の従業者が出向により分割承継法人の業務に従事する場合が含まれることに留意する。</p> <p>法第2条第12号の14ロ(2)又は令第4条の3第15項第4号(適格現物出資の要件)の判定についても、同様とする。</p> <p>(国内にある事業所に属する資産又は負債の判定)</p> <p>1-6-12 <u>令第4条の3第10項</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(内部取引に準ずるものの例示)</p> <p>1-6-13 <u>令第4条の3第12項</u>……………</p>	<p>(出向により分割承継法人等の業務に従事する場合)</p> <p>1-6-10 法第2条第12号の11ロ(2)又は令第4条の3第8項第4号(適格分割の要件)に規定する「分割承継法人の業務に従事することが見込まれていること」には、分割法人の分割の直前の従業者が出向により分割承継法人の業務に従事する場合が含まれることに留意する。</p> <p>法第2条第12号の14ロ(2)又は令第4条の3第14項第4号(適格現物出資の要件)の判定についても、同様とする。</p> <p>(国内にある事業所に属する資産又は負債の判定)</p> <p>1-6-12 <u>令第4条の3第9項</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(内部取引に準ずるものの例示)</p> <p>1-6-13 <u>令第4条の3第11項</u>……………</p>

五 連結利益積立金額

改 正 後	改 正 前
<p>(納付すべき道府県民税等の計算)</p> <p>1-8-1 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(注) ……………法第24条第1項第2号から<u>第7号</u>まで……………</p>	<p>(納付すべき道府県民税等の計算)</p> <p>1-8-1 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(注) ……………法第24条第1項第2号から<u>第6号</u>まで……………</p>

六 収益等の計上に関する通則

改 正 後	改 正 前
<p>(現渡しの方法による決済を行った場合の損益の計上時期)</p> <p>2-1-25 <u>法第61条の2第21項</u>……………</p> <p>(剰余金の配当等の帰属の時期)</p> <p>2-1-30 連結法人が他の法人（法第4条の7（受託法人等に関するこの法律の適用）の各号列記以外の部分に規定する受託法人を含む。）から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、投資信託及び投資法人に関する法律第137条（金銭の分配）の金銭の分配、資産の流動化に関する法律第115条第1項（中間配当）に規定する金銭の分配（以下「特定目的会社に係る中間配当」という。）又は法第2条第29号ロ（集団投資信託）に掲げる投資信託（以下2-1-30において「投資信託」という。）の収益の分配（以下2-1-34までにおいてこれらを「剰余金の配当等」という。）の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる日の属する連結事業年度の収益とする。ただし、その剰余金の配当等の額が外国法人から受けるものである場合において、当該外国法人の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域の剰余金の配当等に関する法令にその確定の時期につきこれと異なる定めがあるときは、当該法令に定めるところにより当該剰余金の配当等の額が確定したとされる日の属する連結事業年度の収益とする。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) 法第24条（配当等の額とみなす金額）の規定によるみなし配当については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日</p>	<p>(現渡しの方法による決済を行った場合の損益の計上時期)</p> <p>2-1-25 <u>法第61条の2第20項</u>……………</p> <p>(剰余金の配当等の帰属の時期)</p> <p>2-1-30 連結法人が他の法人（法第4条の7（受託法人等に関するこの法律の適用）の各号列記以外の部分に規定する受託法人を含む。）から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、投資信託及び投資法人に関する法律第137条（金銭の分配）の金銭の分配、資産の流動化に関する法律第115条第1項（中間配当）に規定する金銭の分配（以下「特定目的会社に係る中間配当」という。）又は法第2条第29号ロ（集団投資信託）に掲げる投資信託（以下2-1-30において「投資信託」という。）の収益の分配（以下2-1-34までにおいてこれらを「剰余金の配当等」という。）の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる日の属する連結事業年度の収益とする。ただし、その剰余金の配当等の額が外国法人から受けるものである場合において、当該外国法人の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域の剰余金の配当等に関する法令にその確定の時期につきこれと異なる定めがあるときは、当該法令に定めるところにより当該剰余金の配当等の額が確定したとされる日の属する連結事業年度の収益とする。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) 法第24条（配当等の額とみなす金額）の規定によるみなし配当については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日</p>

改 正 後	改 正 前
イ ……………	イ ……………
ロ ……………	ロ ……………
ハ <u>同項第3号に掲げる株式分配のうち剰余金の配当によるもの</u> については、当該配当の効力を生ずる日とし、 <u>同号に掲げる株式分配のうち利益の配当によるもの</u> については、当該配当をする法人の社員総会又はこれに準ずるものにおいて、当該利益の配当に関する決議のあった日。ただし、持分会社にあっては定款で定めた日がある場合にはその日	
ニ <u>同項第4号</u> ……………	ハ <u>同項第3号</u> ……………
ホ <u>法第24条第1項第4号</u> ……………	ニ <u>法第24条第1項第3号</u> ……………
ヘ <u>同項第5号</u> ……………	ホ <u>同項第4号</u> ……………
ト <u>同項第6号</u> ……………	ヘ <u>同項第5号</u> ……………
チ <u>同項第7号</u> ……………	ト <u>同項第6号</u> ……………

七 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等

改 正 後	改 正 前
(取得条項付株式の取得等の際し1株未満の株式の代金を株主等に交付した場合の取扱い)	(取得条項付株式の取得等の際し1株未満の株式の代金を株主等に交付した場合の取扱い)
2-3-1 <u>法第61条の2第14項第2号</u> …………… ……………	2-3-1 <u>法第61条の2第13項第2号</u> …………… ……………
(信用取引等に係る売付け及び買付けに係る対価の額)	(信用取引等に係る売付け及び買付けに係る対価の額)
2-3-2 <u>法第61条の2第21項</u> ……………	2-3-2 <u>法第61条の2第20項</u> ……………
(1) ……………	(1) ……………

改 正 後	改 正 前
(2) (3) (4) (5) (信用取引等及びデリバティブ取引に係る契約に基づいて取得される有価証券の 取得価額) 2-3-13 <u>令第119条第1項第27号</u> (一株に満たない株式等を譲渡した場合等の原価) 2-3-21 連結法人が、 <u>令第119条の8の3</u>	(2) (3) (4) (5) (信用取引等及びデリバティブ取引に係る契約に基づいて取得される有価証券の 取得価額) 2-3-13 <u>令第119条第1項第26号</u> (一株に満たない株式等を譲渡した場合等の原価) 2-3-21 連結法人が、 <u>令第119条の8の2</u>

八 収益及び費用の帰属時期の特例

改 正 後	改 正 前
(契約の変更があった場合の取扱い) 2-4-9 法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)..... (1) (2) (注) (対価の額又は原価の額に異動があった場合の調整)	(契約の変更があった場合の取扱い) 2-4-9 法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額の <u>益金又は損金算 入</u>)..... (1) (2) (注) (対価の額又は原価の額に異動があった場合の調整)

改 正 後	改 正 前
2-4-10 法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)…………… ……………	2-4-10 法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額の <u>益金又は損金算入</u>)…………… ……………

九 受取配当等の金額

改 正 後	改 正 前
(新株予約権付社債に係る新株予約権を行使した場合の短期保有株式等の判定) 3-1-5 …………… …………… ……………法第81条の4第1項(受取配当等)……………	(新株予約権付社債に係る新株予約権を行使した場合の短期保有株式等の判定) 3-1-5 …………… …………… ……………法第81条の4第1項(<u>連結事業年度における受取配当等の益金不算入</u>)……………
(信用取引に係る配当落調整額) 3-1-7 …………… ……………法第81条の4(受取配当等)……………	(信用取引に係る配当落調整額) 3-1-7 …………… ……………法第81条の4(<u>連結事業年度における受取配当等の益金不算入</u>)……………
(金銭以外の資産による配当等の額) 3-1-12 …………… ……………法第81条の4(受取配当等)……………	(金銭以外の資産による配当等の額) 3-1-12 …………… ……………法第81条の4(<u>連結事業年度における受取配当等の益金不算入</u>)……………
(自己株式等の取得が予定されている株式等)	(自己株式等の取得が予定されている株式等)

改 正 後	改 正 前
3-1-13 <u>法第24条第1項第5号</u> (注) <u>法第24条第1項第5号</u>	3-1-13 <u>法第24条第1項第4号</u> (注) <u>法第24条第1項第4号</u>

十 外国子会社から受ける配当等

改 正 後	改 正 前
(自己株式等の取得が予定されている株式等) 3-3-4 <u>同項第5号</u>	(自己株式等の取得が予定されている株式等) 3-3-4 <u>同項第4号</u>

十一 役員給与等

改 正 後	改 正 前
(使用人としての職制上の地位) 8-2-4 <u>法第34条第6項</u> (連結法人の機構上職制を定めていない場合の特例) 8-2-5 <u>法第34条第6項括弧書</u> (定期同額給与の意義) 8-2-11	(使用人としての職制上の地位) 8-2-4 <u>法第34条第5項</u> (連結法人の機構上職制を定めていない場合の特例) 8-2-5 <u>法第34条第5項括弧書</u> (定期同額給与の意義) 8-2-11

改 正 後	改 正 前
<p>(㉔) 非常勤役員に対し所定の時期に<u>確定した額の金銭を交付する旨</u>の定めに基づいて支給する年俸又は期間俸等の給与のうち、次に掲げるものは、同項第2号(事前確定届出給与)に<u>掲げる給与</u>に該当する。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………<u>令第69条第4項(事前確定届出給与)</u>……………</p> <p>(特別の事情があると認められる場合)</p> <p>8-2-11の2 令第69条第1項第1号イ(定期同額給与の範囲等)に規定する「3月経過日後にされることについて特別の事情があると認められる場合」とは、例えば、<u>連結法人の役員給与の額がその親会社の役員給与の額を参酌して決定されるなどの常況にあるため、当該親会社の定時株主総会の終了後でなければ当該連結法人の役員</u>の定期給与(法第34条第1項第1号(定期同額給与)に規定する定期給与をいう。以下8-2-11の2において同じ。)の額の改定に係る決議ができない等の事情により定期給与の額の改定が3月経過日後(令第69条第1項第1号イに規定する3月経過日後をいう。)後にされる場合をいう。</p>	<p>(㉔) 非常勤役員に対し所定の時期に<u>確定額を支給する旨</u>の定めに基づいて支給する年俸又は期間俸等の給与のうち、次に掲げるものは、同項第2号(事前確定届出給与)に<u>規定する給与</u>に該当する。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………<u>令第69条第3項(事前確定届出給与の届出)</u>……………</p> <p>……</p> <p>(特別の事情があると認められる場合)</p> <p>8-2-11の2 令第69条第1項第1号イ(定期同額給与の範囲等)に規定する「3月経過日後にされることについて特別の事情があると認められる場合」とは、例えば、<u>次のような事情により定期給与(法第34条第1項第1号(定期同額給与)に規定する定期給与をいう。)の額の改定が3月経過日後(令第69条第1項第1号イに規定する3月経過日後をいう。以下8-2-11の2において同じ。)後にされる場合をいう。</u></p> <p>(1) <u>全国組織の協同組合連合会等でその役員が下部組織である協同組合等の役員から構成されるものであるため、当該協同組合等の定時総会の終了後でなければ当該協同組合連合会等の定時総会が開催できないこと</u></p> <p>(2) <u>監督官庁の決算承認を要すること等のため、3月経過日後でなければ定時総会が開催できないこと</u></p> <p>(3) <u>連結法人の役員給与の額がその親会社の役員給与の額を参酌して決定されるなどの常況にあるため、当該親会社の定時株主総会の終了後でなければ当該連結法人の役員</u>の定期給与の額の改定に係る決議ができないこと</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(事前確定届出給与の意義)</p> <p>8-2-13 法第34条第1項第2号(事前確定届出給与)に掲げる給与は、所定の時期に<u>確定した額の金銭等</u>(<u>確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法第54条第1項(譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例)に規定する特定譲渡制限付株式若しくは法第54条の2第1項(新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等)に規定する特定新株予約権をいう。)</u>を交付する旨の定めに基づいて支給される給与をいうのであるから、<u>例えば、同号の規定に基づき納税地の所轄税務署長へ届け出た支給額と実際の支給額が異なる場合にはこれに該当しないこととなり、原則として、その支給額の全額が損金不算入となることに留意する。</u></p> <p>8-2-14 <u>削 除</u></p> <p>(過去の役務提供に係るもの)</p>	<p>(事前確定届出給与の意義)</p> <p>8-2-13 法第34条第1項第2号(事前確定届出給与)に<u>規定する給与は</u>、所定の時期に<u>確定額を支給する旨の定めに基づいて支給される給与をいうのであるから</u>、同号の規定に基づき納税地の所轄税務署長へ届け出た支給額と実際の支給額が異なる場合にはこれに該当しないこととなり、原則として、その支給額の全額が損金不算入となることに留意する。</p> <p>(<u>確定額の意義</u>)</p> <p>8-2-14 <u>法第34条第1項第2号(事前確定届出給与)の「確定額」には、現物資産により支給するもの、支給額の上限のみを定めたもの及び一定の条件を付すことにより支給額が変動するようなものは、これに含まれない。</u></p> <p>④ <u>同号に規定する特定譲渡制限付株式及び承継譲渡制限付株式による給与は、まず役員の役務の提供の対価として当該役員に生ずる債権の額が確定され、当該債権に係る債務を履行するために譲渡制限付株式(法第54条第1項(譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例)に規定する譲渡制限付株式をいう。以下8-2-14の2において同じ。)</u>が交付されるものであるから、本文の「現物資産により支給するもの」には該当しない。</p> <p>(過去の役務提供に係るもの)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>8-2-14 の 2 従業員の過去の役務提供の対価として生ずる債権に係る債務を履行するために譲渡制限付株式(法第 54 条第 1 項(譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例))に規定する譲渡制限付株式をいう。以下 8-2-16 において同じ。)又は譲渡制限付新株予約権(法第 54 条の 2 第 1 項(新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等))に規定する譲渡制限付新株予約権をいう。)が交付される給与は、令第 69 条第 3 項第 1 号(事前確定届出給与)に掲げる給与に該当しないため、当該譲渡制限付株式又は譲渡制限付新株予約権による給与の額は、法第 34 条第 1 項第 2 号(事前確定届出給与)に掲げる給与として損金の額に算入されないことに留意する。</p> <p><u>(確定した額に相当する適格株式等の交付)</u></p> <p>8-2-14 の 3 令第 69 条第 8 項(事前確定届出給与)の確定した額に相当する適格株式(法第 34 条第 1 項第 2 号ロ(事前確定届出給与)に規定する適格株式をいう。以下この節において同じ。)又は適格新株予約権(同号ハに規定する適格新株予約権をいう。以下この節において同じ。)を交付する旨の定めに基づいて支給する給与は、確定した額を支給する給与をいうのであるから、適格株式又は適格新株予約権の交付する数の算定に際して一に満たない端数が生じた場合において、適格株式又は適格新株予約権と当該一に満たない端数の適格株式又は適格新株予約権の価額に相当する金銭を交付しないこととしたときは、当該確定した額を支給する給与には該当しないことに留意する。</p> <p><u>(事前確定届出給与の要件)</u></p> <p>8-2-14 の 4 連結法人がその役員に対して支給する給与が、法第 34 条第 1 項第 2 号(事前確定届出給与)に掲げる給与に該当するかどうかの判定に当たっては、同号イに掲げる場合及び同号ロに掲げる場合のいずれにも該当する場合</p>	<p>8-2-14 の 2 従業員の過去の役務提供の対価として生ずる債権に係る債務を履行するために交付される譲渡制限付株式は、法第 34 条第 1 項第 2 号(事前確定届出給与)に規定する「特定譲渡制限付株式」に該当しないため、当該譲渡制限付株式による給与の額は、同号に掲げる給与として損金の額に算入されないことに留意する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>には、該当するそれぞれに定める要件のいずれも満たす必要があることに留意する。</u></p> <p><u>同号イに掲げる場合及び同号ハに掲げる場合のいずれにも該当する場合の判定についても、同様とする。</u></p> <p><u>(業績指標その他の条件により全てが支給されない給与)</u></p> <p><u>8-2-14 の 5 連結法人がその役員に対して支給する給与について、業績指標(法第 34 条第 5 項《業績連動給与》に規定する内国法人又は当該内国法人との間に支配関係がある法人の業績を示す指標をいう。以下 8-2-15 の 2 において同じ。)その他の条件により、その全てを支給するか、又はその全てを支給しないかのいずれかとすることを定めた場合における当該定めに従って支給する給与は、同項に規定する業績連動給与に該当せず、同条第 1 項第 2 号《事前確定届出給与》に掲げる給与の対象となることに留意する。</u></p> <p><u>(職務の執行の開始の日)</u></p> <p><u>8-2-15 令第 69 条第 3 項第 1 号及び第 4 項第 1 号《事前確定届出給与》の「職務の執行の開始の日」とは、その役員がいつから就任するかなど個々の事情によるのであるが、例えば、定時株主総会において役員に選任された者で、その日に就任した者及び役員に再任された者にあつては、当該定時株主総会の開催日となる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 款 損金の額に算入される<u>業績連動給与</u></p> <p><u>(業績指標に応じて無償で取得する株式の数が変動する給与)</u></p> <p><u>8-2-15 の 2 譲渡制限付株式による給与で、令第 111 条の 2 第 1 項第 2 号《譲</u></p>	<p>(新 設)</p> <p><u>(職務の執行の開始の日)</u></p> <p><u>8-2-15 令第 69 条第 2 項及び第 3 項第 1 号《定期同額給与の範囲等》の「職務の執行の開始の日」とは、その役員がいつから就任するかなど個々の事情によるのであるが、例えば、定時株主総会において役員に選任されその日に就任した者及び定時株主総会の開催日に現に役員である者(同日に退任する者を除く。)にあつては、当該定時株主総会の開催日となる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 款 損金の額に算入される<u>利益連動給与</u></p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>渡制限付株式の範囲等)の無償で取得する株式の数が業績指標に応じて変動するものは、法第34条第1項各号(役員給与の損金不算入)に掲げる給与のいずれにも該当しない。</u></p> <p>(業務執行役員の意義)</p> <p>8-2-16 ……法第34条第1項第3号(損金の額に算入される<u>業績連動給与</u>) ……</p> <p>(利益の状況を示す指標等の意義)</p> <p>8-2-16の2 令第69条第10項第2号から第5号まで、<u>第11項第2号から第5号まで及び第12項第2号から第4号まで(損金の額に算入される業績連動給与)</u>に掲げる指標は、<u>利益若しくは株式の市場価格に関するもの又はこれらと同時に用いられる売上高に関するもの</u>に限られるのであるから、例えば、<u>配当(同条第11項第4号に掲げる指標に用いられるものを除く。)</u>及び<u>キャッシュ・フローは、同条第10項第2号から第5号まで、第11項第2号から第5号まで及び第12項第2号から第4号までに掲げる指標に該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>(有価証券報告書に記載されるべき金額等から算定される指標の範囲)</u></p> <p>8-2-16の3 法第34条第1項第3号イ(損金の額に算入される<u>業績連動給与</u>)の利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標又は売上高の状況を示す指標には、<u>有価証券報告書(同号イに規定する「有価証券報告書」をいう。以下8-2-16の4までにおいて同じ。)</u>に記載される<u>連結財務諸表(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項(適用の一般原則)に規定する連結財務諸表をいう。以下8-2-16の3において同じ。)</u></p>	<p>(業務執行役員の意義)</p> <p>8-2-16 ……法第34条第1項第3号(損金の額に算入される<u>利益連動給与</u>) ……</p> <p>(利益の状況を示す指標の意義)</p> <p>8-2-16の2 令第69条第8項第2号から第5号まで(損金の額に算入される<u>利益連動給与</u>)に掲げる指標は、利益に関するものに限られるのであるから、例えば、<u>売上、株価、配当及びキャッシュ・フローは、これらの号に掲げる指標に該当しないことに留意する。</u></p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>に記載されるべき金額等から算定される指標が含まれることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 同号に規定する同族会社が支給する業績連動給与に係る指標については、規則第 22 条の 3 第 4 項(損金の額に算入される業績連動給与)に規定する完全支配関係法人の有価証券報告書に記載される連結財務諸表に記載されるべき金額等から算定される指標が含まれる。</u></p> <p>(利益の状況を示す指標等に含まれるもの)</p> <p>8-2-16 の 4 次に掲げる指標は、令第 69 条第 10 項第 5 号(損金の額に算入される業績連動給与)に掲げる「前各号に掲げる指標に準ずる指標」に含まれる。</p> <p>(1) 同項第 1 号から第 3 号までの有価証券報告書…………… <u>8-2-16 の 4</u> ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p><u>(注) 同条第 11 項第 3 号又は第 4 号の有価証券報告書に記載されるべき事項を任意的記載事項とした場合におけるこれらの号に掲げる指標は同項第 5 号に掲げる「前各号に掲げる指標に準ずる指標」に、同条第 12 項第 1 号又は第 2 号の有価証券報告書に記載されるべき事項を任意的記載事項とした場合における同項第 1 号から第 3 号までに掲げる指標は同項第 4 号に掲げる「前三号に掲げる指標に準ずる指標」に、それぞれ含まれる。</u></p> <p><u>(職務を執行する期間の開始の日)</u></p> <p>8-2-16 の 5 <u>法第 34 条第 1 項第 3 号イ(損金の額に算入される業績連動給与)に規定する「職務を執行する期間の開始の日」については、8-2-15(職務の執行の開始の日)の取扱いを準用する。</u></p>	<p>(利益の状況を示す指標に含まれるもの)</p> <p>8-2-16 の 3 次に掲げる指標は、令第 69 条第 8 項第 5 号(損金の額に算入される利益連動給与)に掲げる「前各号に掲げる指標に準ずる指標」に含まれる。</p> <p>(1) 同項第 1 号から第 3 号までの有価証券報告書(同項第 1 号に規定する有価証券報告書をいう。以下 8-2-16 の 3 において同じ。)…………… <u>8-2-16 の 3</u> ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>確定した額等を限度としている算定方法の意義</u>)</p> <p>8-2-17 法第34条第1項第3号イ(1)(<u>損金の額に算入される業績連動給与</u>)の「<u>金銭による給与にあっては確定した額を、株式又は新株予約権による給与にあっては確定した数をそれぞれ限度としているもの</u>」とは、その<u>支給する金銭の額又は適格株式若しくは適格新株予約権の数の上限が具体的な金額又は数をもって定められていることをいうのであるから、例えば、「経常利益の〇〇%に相当する金額を限度として支給する。」という定め方は、これに当たらない。</u></p> <p>(<u>算定方法の内容の開示</u>)</p> <p>8-2-18 法第34条第1項第3号イ(3)(<u>損金の額に算入される業績連動給与</u>)の客観的な算定方法の内容の開示とは、業務執行役員の全てについて、当該業務執行役員ごとに次に掲げる事項を開示することをいうのであるから、留意する。</p> <p>(1) <u>業績連動給与（法第34条第5項(業績連動給与)に規定する業績連動給与をいう。以下この款において同じ。）の算定の基礎となる業績連動指標（令第69条第17項第1号イ(1)(損金の額に算入される業績連動給与)に規定する業績連動指標をいう。）</u></p> <p>(2) <u>支給の限度としている確定した額（適格株式又は適格新株予約権による給与にあっては、確定した数）</u></p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>.....<u>業績連動給与</u>.....</p> <p><u>(一に満たない端数の適格株式等の価額に相当する金銭を交付する場合の算定方法の内容の開示)</u></p>	<p>(<u>確定額を限度としている算定方法の意義</u>)</p> <p>8-2-17 法第34条第1項第3号イ(1)(<u>損金の額に算入される利益連動給与</u>)の「<u>確定額を限度としている算定方法</u>」とは、その<u>支給額の上限が具体的な金額をもって定められていることをいうのであるから、例えば、「経常利益の〇〇%を限度として支給する。」という定め方は、これに当たらない。</u></p> <p>(<u>算定方法の内容の開示</u>)</p> <p>8-2-18 法第34条第1項第3号イ(3)(<u>損金の額に算入される利益連動給与</u>)の客観的な算定方法の内容の開示とは、業務執行役員の全てについて、当該業務執行役員ごとに次に掲げる事項を開示することをいうのであるから、留意する。</p> <p>(1) <u>その利益連動給与の算定の基礎となる利益の状況を示す指標</u></p> <p>(2) 支給の限度としている<u>確定額</u></p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>.....<u>利益連動給与</u>.....</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>8-2-18 の 2 適格株式と一に満たない端数の適格株式の価額に相当する金銭を併せて交付することを定めている業績連動給与については、法第 34 条第 1 項第 3 号イ(3)(<u>損金の額に算入される業績連動給与</u>)の開示は、<u>交付する適格株式の数の算定方法の内容のみの開示で差し支えない。</u></u></p> <p><u>㊦ 適格新株予約権を交付する場合の開示についても、同様とする。</u></p> <p>(<u>業績連動指標の数値が確定した日</u>)</p> <p>8-2-19 <u>令第 69 条第 17 項(損金の額に算入される業績連動給与)の規定の適用上、同項第 1 号イ(1)に規定する業績連動指標(法第 34 条第 1 項第 3 号イ(損金の額に算入される業績連動給与)に規定する株式の市場価格の状況を示す指標を除く。以下 8-2-19 において「業績連動指標」という。)の数値が確定した日とは、<u>例えば、株式会社である連結法人にあっては、当該連結法人が会社法第 438 条第 2 項(計算書類等の定時株主総会への提出等)の規定により定時株主総会において計算書類の承認を受けた日</u>をいう。</u></p> <p><u>㊦ 1 当該連結法人が同法第 439 条(会計監査人設置会社の特則)の規定の適用を受ける場合には、取締役が計算書類の内容を定時株主総会へ報告した日</u>となる。</p> <p><u>2 業績連動指標の数値が連結計算書類のものである場合には、取締役が同法第 444 条第 7 項(連結計算書類)の規定により連結計算書類の内容を定時株主総会へ報告した日</u>となる。</p> <p>(<u>引当金勘定に繰り入れた場合の損金算入額</u>)</p> <p><u>8-2-19 の 2 連結法人が業績連動給与として適格株式を交付する場合において、令第 69 条第 17 項第 2 号括弧書(損金の額に算入される業績連動給与)に規定する方法により経理しているときの損金算入の対象となる給与の額は、給</u></p>	<p>(<u>利益の状況を示す指標の数値が確定した時期</u>)</p> <p>8-2-19 <u>令第 69 条第 12 項(損金の額に算入される利益連動給与)の規定の適用上、利益の状況を示す指標の数値が確定した時とは、連結法人が会社法第 438 条第 2 項(計算書類等の定時株主総会への提出等)の規定により定時株主総会において計算書類の承認を受けた時</u>をいう。</p> <p><u>㊦ 連結法人が同法第 439 条(会計監査人設置会社の特則)の規定の適用を受ける場合には、取締役が計算書類の内容を定時株主総会へ報告した時</u>となる。</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>与の見込額として計上した金額にかかわらず、当該適格株式の交付時の市場価格を基礎として算定される金額となることに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第7款 退職給与</p> <p><u>(業績連動給与に該当しない退職給与)</u></p> <p><u>8-2-26の2</u> <u>いわゆる功績倍率法に基づいて支給する退職給与は、法第34条第5項《業績連動給与》に規定する業績連動給与に該当しないのであるから、同条第1項《役員給与の損金不算入》の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 本文の功績倍率法とは、役員の退職の直前に支給した給与の額を基礎として、役員の連結法人の業務に従事した期間及び役員の職責に応じた倍率を乗ずる方法により支給する金額が算定される方法をいう。</u></p> <p style="text-align: right;">(廃止)</p> <p style="text-align: right;">(廃止)</p>	<p style="text-align: center;">第7款 退職給与</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第10款 新株予約権を対価とする費用等</p> <p><u>(役務の提供の対価として発行される新株予約権)</u></p> <p><u>8-2-52</u> <u>法第54条の2第1項《新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等》に規定する「当該役務の提供の対価として当該個人に生ずる債権を当該新株予約権と引換えにする払込みに代えて相殺すべきもの」に該当するかどうかは、例えば、次の(1)及び(2)に掲げる事実があるかどうかにより判定することに留意する。</u></p> <p><u>(1) 当該新株予約権の発行に係る決議において、当該新株予約権の払込金額の払込みに代えて、当該新株予約権を発行する連結法人に対する役務の提供に係る債権をもって相殺することとされていること。</u></p> <p><u>(2) 連結法人が、当該新株予約権を対価とする役務の提供につき、その提供に</u></p>

改 正 後	改 正 前
	応じてその確定した決算において費用として経理していること。

十二 連結事業年度の連結欠損金

改 正 後	改 正 前
(共同で事業を行うための合併等の判定)	(共同で事業を営むための合併等の判定)
11-1-4	11-1-4
..... <u>行う</u> <u>営む</u>
.....
..... <u>行う</u> <u>営む</u>

十三 特定資産に係る譲渡等損失額

改 正 後	改 正 前
(共同で事業を行うための適格組織再編成等の判定)	(共同で事業を営むための適格組織再編成等の判定)
12-2-2	12-2-2
..... <u>行う</u> <u>営む</u>

十四 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益

改 正 後	改 正 前
(時価評価資産の判定における資本金等の額)	(時価評価資産の判定における資本金等の額)
12-3-1	12-3-1

改 正 後	改 正 前
…………… <u>令第123条の11第1項第5号</u> ……………	…………… <u>令第123条の11第1項第4号</u> ……………

十五 時価評価法人

改 正 後	改 正 前
(時価評価資産等の判定における資本金等の額) 13-1-2 …………… …………… <u>令第122条の12第1項第5号</u> …………… ……………	(時価評価資産等の判定における資本金等の額) 13-1-2 …………… …………… <u>令第122条の12第1項第4号</u> …………… ……………

十六 連結納税への加入等に伴う資産の時価評価損益

改 正 後	改 正 前
(一括償却資産に係る時価評価益の計算) 13-2-4 13-2-1の場合において、連結法人の有する資産が令第122条の12第1項第4号又は第5号(時価評価資産から除かれる資産の範囲)に掲げる資産に該当するかどうかを判定するときには、当該資産が令第133条の2第1項(一括償却資産の損金算入)の適用を受けているものであるときであっても、当該資産を <u>令第122条の12第1項第4号</u> に規定する単位に区分した後のそれぞれの資産ごとに判定することに留意する。 (注) この場合において、同号及び同項第5号に規定する帳簿価額は零として、 <u>同項第4号</u> に規定する千万円に満たないかどうかの判定及び同項第5号に規定する差額の計算を行うこととなる。	(一括償却資産に係る時価評価益の計算) 13-2-4 13-2-1の場合において、連結法人の有する資産が令第122条の12第1項第4号(時価評価資産から除かれる資産の範囲)に掲げる資産に該当するかどうかを判定するときには、当該資産が令第133条の2第1項(一括償却資産の損金算入)の適用を受けているものであるときであっても、当該資産を <u>同号</u> に規定する単位に区分した後のそれぞれの資産ごとに判定することに留意する。 (注) この場合において、同号に規定する帳簿価額は零として <u>同号</u> に規定する差額の計算を行うこととなる。

改 正 後	改 正 前
<p>(時価評価時に時価評価資産から除かれる資産を判定する場合の資本金等の額)</p> <p>13-2-5</p> <p>.....<u>令第122条の12第1項第5号</u>.....</p>	<p>(時価評価時に時価評価資産から除かれる資産を判定する場合の資本金等の額)</p> <p>13-2-5</p> <p>.....<u>令第122条の12第1項第4号</u>.....</p>

十七 リース取引の意義

改 正 後	改 正 前
<p>(おおむね100分の90の判定等)</p> <p>15-1-2 令第131条の2第2項に規定する「おおむね100分の90」の判定に当たって、次の点については、次のとおり取り扱うことに留意する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p><u>(3) 賃貸借資産の取得者である賃貸人に対し交付された補助金等(当該補助金等の交付に当たり賃借料の減額が条件とされているものに限る。)がある場合には、同項の「賃借人が支払う賃借料の金額の合計額」は、当該賃貸借に係る契約等に基づく賃借料の金額の合計額に当該減額相当額を加算した金額による。</u></p> <p><u>(注) 「減額相当額」は、賃借人における賃貸借資産の取得価額には算入しない。</u></p>	<p>(おおむね100分の90の判定等)</p> <p>15-1-2 令第131条の2第2項に規定する「おおむね100分の90」の判定に当たって、次の点については、次のとおり取り扱うことに留意する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>

十八 法人課税信託に係る連結所得の金額の計算

改 正 後	改 正 前
(法人課税信託の収益の分配における受取配当等の益金不算入の適用)	(法人課税信託の収益の分配における受取配当等の益金不算入の適用)

改 正 後	改 正 前
15の2-2-1法第81条の4(受取配当等)..... (注)	15の2-2-1法第81条の4(連結事業年度における受取配当等の <u>益金不算入</u>)..... (注)

十九 借地権の設定等に伴う連結所得の金額の計算

改 正 後	改 正 前
(貸地の返還を受けた場合の処理) 16-1-16 (1)法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)..... (2) (3) (注)	(貸地の返還を受けた場合の処理) 16-1-16 (1)法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額の <u>益金又は損金算入</u>)..... (2) (3) (注)

二十 外貨建取引に係る会計処理等

改 正 後	改 正 前
(先物外国為替契約等がある場合の収益、費用の換算等) 17-1-4 (注)1法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額).....	(先物外国為替契約等がある場合の収益、費用の換算等) 17-1-4 (注)1法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額の <u>益金又は損金算入</u>).....

改 正 後	改 正 前
2	2

二十一 外貨建資産等の換算等

改 正 後	改 正 前
<p>(外貨建資産等につき通貨スワップ契約を締結している場合の取扱い)</p> <p>17-2-7</p> <p>⑥法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額).....</p> <p>(先物外国為替契約等の解約等があった場合の取扱い)</p> <p>17-2-16 法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)</p> <p>...</p> <p>⑥</p> <p>(外貨建資産等に係る契約の解除があった場合の調整)</p> <p>17-2-17 法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)</p> <p>...</p> <p>(外貨建資産等の支払の日等につき繰延べ等があった場合の取扱い)</p> <p>17-2-18 法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)</p> <p>...</p> <p>⑥1</p>	<p>(外貨建資産等につき通貨スワップ契約を締結している場合の取扱い)</p> <p>17-2-7</p> <p>⑥法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額の<u>益金又は損金算入</u>).....</p> <p>(先物外国為替契約等の解約等があった場合の取扱い)</p> <p>17-2-16 法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額の<u>益金又は損金算入</u>)</p> <p>⑥</p> <p>(外貨建資産等に係る契約の解除があった場合の調整)</p> <p>17-2-17 法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額の<u>益金又は損金算入</u>)</p> <p>(外貨建資産等の支払の日等につき繰延べ等があった場合の取扱い)</p> <p>17-2-18 法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額の<u>益金又は損金算入</u>)</p> <p>⑥1</p>

改 正 後	改 正 前
2	2
3	3

二十二 連結特定同族会社の特別税率

改 正 後	改 正 前
<p>(還付金額が連結所得等の金額に算入される時期)</p> <p>19-1-4 法第81条の13(連結特定同族会社の特別税率)の規定を適用する場合において、法第81条の29若しくは第78条(所得税額等の還付)若しくは第133条(確定申告又は連結確定申告に係る更正等による所得税額等の還付)の規定による所得税額等の還付金額、法第81条の31若しくは第80条(連結欠損金繰戻しによる還付等)の規定による法人税額の還付金額又は地方法人税法第23条(欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付)の規定による地方法人税額の還付金額は、その額が確定した日の属する連結事業年度の連結所得等の金額に含まれる。</p> <p>㊦ 所得税額等の還付金額で、<u>中間申告によるものはその連結中間申告書又は中間申告書の提出の日</u>、確定申告によるものはその連結確定申告書又は確定申告書の提出の日、更正によるものはその更正のあった日にその額が確定する。</p>	<p>(還付金額が連結所得等の金額に算入される時期)</p> <p>19-1-4 法第81条の13(連結特定同族会社の特別税率)の規定を適用する場合において、法第81条の29若しくは第78条(所得税額等の還付)の規定による所得税額等の還付金額、法第81条の31若しくは第80条(連結欠損金繰戻しによる還付等)の規定による法人税額の還付金額又は地方法人税法第23条(欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付)の規定による地方法人税額の還付金額は、その額が確定した日の属する連結事業年度の連結所得等の金額に含まれる。</p> <p>㊦ 所得税額等の還付金額で、確定申告によるものはその連結確定申告書又は確定申告書の提出の日、更正によるものはその更正のあった日にその額が確定する。</p>

二十三 申告及び納付

改 正 後	改 正 前
(通則法第11条による提出期限の延長との関係)	(通則法第11条による提出期限の延長との関係)

改 正 後	改 正 前
<p>20-1-3 通則法第11条《災害等による期限の延長》の規定に基づき通則法令第3条第1項又は第2項《地域指定又は対象者指定による期限の延長》の規定による期限の延長があった場合において、災害その他やむを得ない理由により連結法人の決算が確定しないため当該連結法人に係る連結親法人が連結確定申告書をその延長された期限までに提出することができないと認められるときは、当該期限を法第81条の23第2項《連結確定申告書の提出期限の延長》において準用する法第75条第2項《確定申告書の提出期限の延長》の規定による申請書の提出期限として法第81条の23（同条第2項において準用する法第75条第5項を除く。）の規定を適用することができるものとする。この場合には、税務署長は遅滞なく延長又は却下の処分を行うものとし、また、法第81条の23第2項において準用する法第75条第7項の規定の適用については、同項中「当該事業年度終了の日の翌日以後2月を経過した日から同項」とあるのは、「国税通則法施行令第3条第1項又は第2項の規定により指定された期限の翌日から第1項」と読み替える。</p> <p>（特別の事情がある連結法人）</p> <p>20-1-4 法第81条の24第1項《連結確定申告書の提出期限の延長の特例》に規定する「特別の事情」がある連結法人とは、次のような連結法人をいう。</p> <p>(1) 保険業法第11条《基準日》の規定の適用がある保険株式会社である連結法人</p> <p>(2) 連結親法人の外国株主との関係で、決算確定までに日数を要する合弁会社</p>	<p>20-1-3 通則法第11条《災害等による期限の延長》の規定に基づき通則法令第3条第1項《地域指定による期限の延長》の規定による期限の延長があった場合において、災害その他やむを得ない理由により連結法人の決算が確定しないため当該連結法人に係る連結親法人が連結確定申告書をその延長された期限までに提出することができないと認められるときは、当該期限を法第81条の23第2項《連結確定申告書の提出期限の延長》の規定により準用される法第75条第2項《確定申告書の提出期限の延長》の規定による申請書の提出期限として法第81条の23（同条第2項の規定により準用される法第75条第5項を除く。）の規定を適用することができるものとする。この場合には、税務署長は遅滞なく延長又は却下の処分を行うものとし、また、法第81条の23第2項の規定により準用される法第75条第7項の規定の適用については、同項中「当該事業年度終了の日の翌日以後2月を経過した日から同項」とあるのは、「国税通則法施行令第3条第1項の規定により指定された期限の翌日から第1項」と読み替える。</p> <p>（申告書の提出期限の延長の特例の適用がある場合）</p> <p>20-1-4 法第81条の24第1項《連結確定申告書の提出期限の延長の特例》に規定する「その他これに類する理由により決算が確定しないため」とは、次のような理由により決算が確定しない場合をいう。</p> <p>(1) 連結法人のうち会計監査人の監査を必要としないものが、定款において事業年度終了の日から3月以内に株主総会を開催する旨を定めていること</p> <p>(2) 保険株式会社である連結法人が、保険業法第11条《基準日》の規定により、事業年度終了後4月以内に株主総会を開催することとしていること</p> <p>(3) 合弁会社である連結親法人が、当該連結親法人の外国株主との関係で、決</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>である当該連結親法人</u></p> <p>(3) <u>連結親法人の支部又は加入者である単位協同組合等の数が多いこと、監督官庁の決算承認を要すること等のため、決算確定までに日数を要する協同組合等である当該連結親法人</u></p> <p><u>(定款の定めにより2月間の提出期限の延長を受けることができる連結親法人)</u></p> <p><u>20-1-4の2 法第81条の24第1項(連結確定申告書の提出期限の延長の特例)の規定により法第81条の22第1項(連結確定申告)の規定による申告書の提出期限について2月間の延長を受けることができる連結親法人には、例えば、次のような定款の定めをしている連結親法人が該当する。ただし、連結事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日までの間に定時株主総会が招集される連結親法人は該当しない。</u></p> <p><u>(1) 定時株主総会の招集時期を事業年度終了の日の翌日から2月を経過した日以後である旨の定めをしている連結親法人</u></p> <p><u>(2) 定時株主総会の招集時期を事業年度終了の日の翌日から3月以内である旨の定めをしている連結親法人</u></p> <p><u>(4月を超えない範囲内で提出期限の延長を受けることができる場合)</u></p> <p><u>20-1-4の3 会計監査人を置いている連結親法人が次のような定款の定めをしている場合には、法第81条の24第1項第1号(連結確定申告書の提出期限の延長の特例)に掲げる場合に該当する。ただし、連結事業年度終了の日の翌日から4月を経過する日(以下20-1-4の3において「4月経過日」という。)までの間に定時株主総会が招集される場合は該当しない。</u></p> <p><u>(1) 定時株主総会を4月経過日後の一定の期間内に招集する旨を定めている場合</u></p>	<p><u>算確定までに日数を要すること</u></p> <p>(4) <u>協同組合等である連結親法人が、当該連結親法人の支部又は加入者である単位協同組合等の数が多いこと、監督官庁の決算承認を要すること等のため、決算確定までに日数を要すること</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(2) 定時株主総会の議決権の基準日を事業年度終了の日の翌日から1月を経過した日以後の特定の日とする旨及び定時株主総会を当該基準日から3月以内に招集する旨を定めている場合</u></p> <p><u>(a) 1 定時株主総会の議決権の基準日を定款に定めていない場合において、定時株主総会を基準日から3月以内に招集する旨を定款に定めているときは、法第81条の24第1項第1号に掲げる場合に該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>2 同条第3項において準用する法第75条の2第3項(確定申告書の提出期限の延長の特例)に規定する申請書の提出に当たり、定時株主総会を招集する期間が複数の月に及ぶなど定款の定めからは延長する月数が特定できない場合には、定時株主総会の招集時期が確認できる書類を当該申請書に添付する必要があることに留意する。</u></p> <p>(組織再編成に係る連結確定申告書の添付書類)</p> <p>20-1-5 規則第37条の12第7号(連結確定申告書の添付書類)に規定する「<u>資産若しくは負債</u>その他主要な事項に関する明細書」は、付表の書式(これに準ずる書式を含む。)による。</p>	<p>(組織再編成に係る連結確定申告書の添付書類)</p> <p>20-1-5 規則第37条の12第7号(連結確定申告書の添付書類)に規定する「<u>資産、負債</u>その他主要な事項に関する明細書」は、付表の書式(これに準ずる書式を含む。)による。</p>

改 正 後

組織再編成に係る主要な事項の明細書					結 業 年 度	法人名
組織再編成の様態	1	合併・分割() 現物出資・現物分配()	組織再編成の日()	2	適格区分	適格(法第2条 号 該当) その他
組織再編成に係る関連法人						
名称及び所在地	3					
株式保有関係	4	令第4条の3第 項第 号 該当	直接保有の株式の保有割合 %	間接保有の株式の保有割合 %	(組織再編成前) (組織再編成後)	
主要な事業の種類	5	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)	
従業員の数	6	被合併法人の合併直前の従業員の数 分割直前の分割事業に係る従業員の数 現物出資直前の現物出資事業に係る従業員の数 完全子法人の株式分配直前の従業員の数	人	被現物出資法人・完全子法人の業務に従事する従業員の数	人	
事業規模	7	指 売上金額・資本金の額又は出資金の額 標 従業員の数・その他()	左の指標による規模の比較			
役員 の 状 況	8	合併法人・分割承継法人・被現物出資法人・完全子法人の特定役員				
		役 職 名	氏 名	合併・分割・現物出資・株式分配前の役職名		
株式の継続保有が見込まれる支配株主等	9	氏 名	株 数	氏 名	株 数	
		(合 計) ① 株		被合併法人等の発行済株式等の数 ② 株		%
移転した(又は移転を受けた)資産又は負債の明細	10	資産・負債の種類	帳簿価額等	資産・負債の種類	帳簿価額等	

改 正 前

組織再編成に係る主要な事項の明細書					結 業 年 度	法人名
組織再編成の様態	1	合併・分割() 現物出資・現物分配()	組織再編成の日()	2	適格区分	適格(法第2条 号 該当) その他
組織再編成に係る関連法人						
名称及び所在地	3					
株式保有関係	4	令第4条の3第 項第 号 該当	直接保有の株式の保有割合 %	間接保有の株式の保有割合 %	(組織再編成前) (組織再編成後)	
主要な事業の種類	5	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)	
従業員の数	6	被合併法人の合併直前の従業員の数 分割直前の分割事業に係る従業員の数 現物出資直前の現物出資事業に係る従業員の数	人	被現物出資法人・完全子法人の業務に従事する従業員の数	人	
事業規模	7	指 売上金額・資本金の額又は出資金の額 標 従業員の数・その他()	左の指標による規模の比較			
役員 の 状 況	8	合併法人・分割承継法人・被現物出資法人の特定役員				
		役 職 名	氏 名	合併・分割・現物出資前の役職名		
株式の継続保有が見込まれる株主等	9	氏 名	株 数	氏 名	株 数	
		(合 計) ① 株		被合併法人等の発行済株式等の数 ② 株		%
移転した(又は移転を受けた)資産及び負債の明細	10	資産・負債の種類	帳簿価額等	資産・負債の種類	帳簿価額等	

改 正 後	改 正 前
組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方	組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方
<p>1 ……………</p> <p>……………</p> <p>なお、その組織再編成が<u>次に掲げるものである場合には、次に掲げる各欄の記載は要しません。</u></p> <p>イ <u>株式分配以外の現物分配の場合</u></p> <p> <u>「株式保有関係4」から「株式の継続保有が見込まれる支配株主等9」までの各欄</u></p> <p>ロ <u>株式分配の場合</u></p> <p> <u>「株式保有関係4」、「事業規模7」及び「株式の継続保有が見込まれる支配株主等9」の各欄</u></p> <p>……………</p> <p>2 ……………</p> <p>……………<u>分割の（ ）内</u>……………<u>「中間型」と記載し、その組織再編成が現物分配のうち株式分配である場合には、現物分配の（ ）内に「株式分配」と記載します。</u></p> <p>3 ……………</p> <p>イ ……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>ハ ……………<u>又は</u>……………</p> <p>4 ……………<u>法人税法第2条第12号の8（適格合併）、第12号の11（適格分割）、第12号の14（適格現物出資）、第12号の15（適格現物分配）又は第12号の15の3（適格株式分配）</u>……………</p> <p>5 ……………</p>	<p>1 ……………</p> <p>……………</p> <p>なお、その組織再編成が<u>現物分配の場合には、「株式保有関係4」から「株式の継続保有が見込まれる株主等9」までの各欄の記載は要しません。</u></p> <p>……………</p> <p>2 ……………</p> <p>……………（ ）内……………<u>「中間型」と記載します。</u></p> <p>3 ……………</p> <p>イ ……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>ハ ……………<u>及び</u>……………</p> <p>4 ……………<u>法人税法第2条第12号の8（適格合併）、第12号の11（適格分割）、第12号の14（適格現物出資）又は第12号の15（適格現物分配）</u>……………</p> <p>……………</p> <p>5 ……………</p>

改 正 後	改 正 前
6 <u>第13項又は第14項</u>	6 <u>第12項又は第13項</u>
7、 <u>現物出資又は株式分配</u> <u>行う</u> <u>行う</u>	7 <u>又は現物出資</u> <u>営む</u> <u>営む</u>
8 <u>第15項第2号</u>	8 <u>第14項第2号</u>
9、 <u>被現物出資法人又は完全子法人</u>	9 <u>又は被現物出資法人</u>
10 <u>「株式の継続保有が見込まれる支配株主等9」は、次により記載します。</u>	10 <u>「株式の継続保有が見込まれる株主等9」は、合併又は分割型分割で被合併法人又は分割法人の株主等の数が50人未満の場合に、施行令第4条の3第4項第5号又は第8項第6号の規定により、当該合併又は分割型分割によって交付を受ける合併法人の株式若しくは合併親法人株式又は分割承継法人の株式若しくは分割承継親法人株式の全部を継続して保有することが見込まれる株主等（当該合併に係る合併法人及び他の被合併法人並びに当該分割型分割に係る分割承継法人及び他の分割法人を含みます。）の氏名及びその株主等が有する被合併法人又は分割法人の株式の数を記載します。</u>
<p>イ 平成29年10月1日前に行われた合併又は分割型分割の場合</p> <p><u>合併又は分割型分割で被合併法人又は分割法人の株主等の数が50人未満の場合に、平成29年改正前の法人税法施行令第4条の3第4項第5号又は第8項第6号イの規定により、当該合併又は分割型分割によって交付を受ける合併法人の株式若しくは合併親法人株式又は分割承継法人の株式若しくは分割承継親法人株式の全部を継続して保有することが見込まれる株主等（当該合併に係る合併法人及び他の被合併法人並びに当該分割型分割に係る分割承継法人及び他の分割法人を含みます。）の氏名及びその株主等が有する被合併法人又は分割法人の株式の数を記載します。</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>ロ 平成29年10月1日以後に行われる合併又は分割型分割の場合</u></p> <p><u>合併又は分割型分割で、当該合併又は分割型分割の直前に当該合併又は分割型分割に係る被合併法人又は分割法人のいずれかについて他の者との間に当該他の者による支配関係がある場合に、施行令第4条の3第4項第5号又は第8項第6号イの規定により、当該合併又は分割型分割によって交付される合併法人の株式若しくは合併親法人株式又は分割承継法人の株式若しくは分割承継親法人株式のうち支配株主に交付されるものの全部を継続して保有することが見込まれる支配株主の氏名又は名称及びその支配株主が有する被合併法人又は分割法人の株式の数を記載します。</u></p> <p><u>この場合、「①÷②」については記載を要しません。</u></p> <p><u>なお、支配株主とは、当該合併又は分割型分割の直前に当該合併又は分割型分割に係る被合併法人又は分割法人と他の者との間に当該他の者による支配関係がある場合における当該他の者及び当該他の者による支配関係があるもの（当該合併又は分割型分割に係る合併法人又は分割承継法人を除きます。）をいいます。</u></p> <p>11 ……………又は……………</p> <p>……………</p> <p><u>なお、適格現物分配以外の現物分配に係る現物分配法人から移転を受けた資産については、記載を要しません。</u></p> <p>(注) ……………</p>	<p>11 ……………及び……………</p> <p>……………</p> <p>(注) ……………</p>

二十四 還付

改 正 後	改 正 前
<p><u>(連結中間申告書の提出を要しない連結親法人の還付申告)</u></p> <p><u>20-2-1 法第81条の19第1項ただし書(連結中間申告)又は第81条の19の2(連結中間申告書の提出を要しない場合)の規定により連結中間申告書の提出を要しないこととされている連結親法人であっても、当該連結中間事業年度において生じた災害損失金額(法第81条の20第4項(仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等)に規定する災害損失金額をいう。)がある場合には、同条第1項各号及び第4項各号に掲げる事項を記載した連結中間申告書を提出することができることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 法第2条第31号の2(定義)に規定する連結中間申告書には期限後申告書は含まれないのであるから、法第81条の29第1項(所得税額等の還付)の規定により同項の連結中間申告書の提出による所得税額の還付を受けようとする場合には、当該連結中間申告書は法第81条の19第1項の提出期限までに提出しなければならないことに留意する。</u></p> <p>(仮決算の連結中間申告による所得税額の還付における災害損失の額の計算)</p> <p><u>20-2-1の2</u></p> <p>(連結中間申告書の提出を要しない連結親法人の還付請求)</p> <p>20-2-6 連結中間事業年度(災害(法第81条の31第5項(連結欠損金の繰戻しによる還付)に規定する災害をいう。以下この節において同じ。)のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了するものに限る。)について、法第81条の19第1項ただし書(連結中間申告)又は第81条の19の2(連結中間申告書の提出を要しない場合)の規定により連結中間申告書の提出を要しないこととされている連結親法人であっても、当該連結中間事業年度において</p>	<p>(新 設)</p> <p>(仮決算の連結中間申告による所得税額の還付における災害損失の額の計算)</p> <p><u>20-2-1</u></p> <p>(連結中間申告書の提出を要しない連結親法人の還付請求)</p> <p>20-2-6 連結中間事業年度(災害(法第81条の31第5項(連結欠損金の繰戻しによる還付)に規定する災害をいう。以下この節において同じ。)のあった日から同日以後6月を経過する日までに終了するものに限る。)について、法第81条の19第1項ただし書(連結中間申告)又は第81条の19の2(連結中間申告書の提出を要しない場合)の規定により連結中間申告書の提出を要しないこととされている連結親法人であっても、当該連結中間事業年度において</p>

改 正 後	改 正 前
<p>て生じた災害損失欠損金額（法第 81 条の 31 第 5 項に規定する災害損失欠損金額をいう。以下この節において同じ。）について同項において準用する同条第 1 項の規定による災害損失の繰戻しによる連結所得に対する法人税の還付を請求することができることに留意する。</p> <p><u>㊸ 法第 2 条第 31 号の 2（定義）に規定する連結中間申告書には期限後申告書は含まれないのであるから、法第 81 条の 20 第 1 項に規定する連結中間申告書の提出と同時に提出する法第 81 条の 31 第 6 項において準用する法第 80 条第 6 項（欠損金の繰戻しによる還付）の還付請求書についても、当該連結中間申告書の法第 81 条の 19 第 1 項の提出期限までに提出しなければならないことに留意する。</u></p>	<p>生じた災害損失欠損金額（法第 81 条の 31 第 5 項に規定する災害損失欠損金額をいう。以下この節において同じ。）について同項において準用する同条第 1 項の規定による災害損失の繰戻しによる連結所得に対する法人税の還付を請求することができることに留意する。</p>

二十五 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>（経過的取扱い…改正通達の適用時期）</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正前又は改正後の法令解釈通達の適用に関し、次に掲げる事項については、それぞれ次による。</u></p> <p><u>(1) この法令解釈通達による改正後の 1-6-4（法第 2 条第 12 号の 11 ニ（適格分割）の分割及び株式分配に係る部分に限る。）、1-6-5（株式分配に係る部分に限る。）、1-6-8 から 1-6-10 まで、1-8-1 及び 2-1-30 の取扱いは、平成 29 年 4 月 1 日以後に行われる同号ニの分割又は株式分配について適用する。</u></p> <p><u>(2) この法令解釈通達による改正後の 1-6-1、1-6-2、1-6-4（株式交換等に係る部分に限る。）及び 1-6-5（株式交換等に係る部分に限る。）</u></p>	<p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>る。)の取扱いは、平成29年10月1日以後に行われる株式交換等について適用する。</p> <p>(3) この法令解釈通達による改正後の8-2-13、8-2-14の2から8-2-14の5まで及び8-2-16の2から8-2-19の2まで(退職給与及び新株予約権による給与に係る部分を除く。)の取扱いは、連結法人が平成29年4月1日以後にその支給に係る決議(当該決議が行われない場合には、その支給)をする給与について適用し、連結法人が同日前にその支給に係る決議(当該決議が行われない場合には、その支給)をした給与については、なお従前の例による。</p> <p>(4) この法令解釈通達による改正後の8-2-13、8-2-14の2から8-2-14の5まで及び8-2-16の2から8-2-19の2まで(退職給与及び新株予約権による給与に係る部分に限る。)並びに8-2-26の2の取扱いは、連結法人が平成29年10月1日以後にその支給に係る決議(当該決議が行われない場合には、その支給)をする給与について適用し、連結法人が同日前にその支給に係る決議(当該決議が行われない場合には、その支給)をした給与については、なお従前の例による。</p> <p>(5) この法令解釈通達による改正前の8-2-14の取扱いは、連結法人が平成29年4月1日前にその支給に係る決議(当該決議が行われない場合には、その支給)をした給与については、なお従前の例による。</p> <p>(6) この法令解釈通達による改正後の8-2-15の2の取扱いは、連結法人が平成29年10月1日以後にその支給に係る決議(当該決議が行われない場合には、その支給)をする給与について適用する。</p> <p>(7) この法令解釈通達による改正前の8-2-52の取扱いは、連結法人が平成29年10月1日前にその交付に係る決議(当該決議が行われない場合には、その交付)をした特定新株予約権及び当該特定新株予約権に係る承継新株予約</p>	

改 正 後	改 正 前
<u>権については、なお従前の例による。</u>	